

西予市立皆田小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月策定

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解

月に一度、配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための具体的な取組（※年間指導計画は別表）

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「なかよしアンケート」や「保護者向けのいじめに関するアンケート調査」の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感を持てる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 毎月の「なかよしアンケート」や学期に一度の「保護者向けのいじめに関するアンケート調査」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、計画的に児童に情報モラル教育を推進するなどして迅速に対応する。

- (6) 学校相互間の連携協力体制の整備
○ 中学校や保育園と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携
○ 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市民課、健康づくり推進課、教育委員会、中学校や警察署などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
○ いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等への説明を行うとともに、学校ホームページで公開する。
- (2) 毎月の「なかよしアンケート」の実施
毎月第一週目に、「なかよしアンケート」を実施する。また、アンケート結果をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。
- (3) 学期に一度の「保護者向けのいじめに関するアンケート調査」を実施する。また、アンケート結果をもとに、必要に応じて保護者と直接話をして、情報を収集する。
- (4) ノート・日記指導
児童の休み時間や放課後の課外活動の中で、児童の様子に目を配るとともに、個人ノートや日記などから交友関係・悩みを把握したりする。
- (5) 学校運営協議会
校内や地域での児童の様子について情報交換を行い、いじめの早期発見に努める。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
○ いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
○ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
○ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
○ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
○ いじめを犯罪行為として取り扱うべきと認めるときは、市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための重大事態調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

<別表>

いじめ対策年間指導計画

月	生活指導	未然防止のための取組
4	友だちと仲良くし、下級生をいたわる。 学校のきまりや交通の約束を守り仲良く遊ぶ。 登下校の指導	家庭環境調査 健康診断 なかよしアンケート 日記指導 保育園との情報交換 学校運営協議会
5	祝祭日の過ごし方 登下校の指導	家庭訪問 なかよしアンケート 縦割り班活動 日記指導 情報モラル教室
6	雨天時の過ごし方を考える。	日記指導 なかよしアンケート 縦割り班活動 保護者向けアンケート調査
7	夏休みの生活指導	教育相談 なかよしアンケート 日記指導 生活がんばり週間 中学校との情報交換 学校運営協議会
8	「夏休みのくらし」を守る。 奉仕活動や地域行事に進んで参加したりする。	校外指導
9	登下校の指導	夏休みの反省 日記指導 なかよしアンケート
10		日記指導 なかよしアンケート
11		日記指導 なかよしアンケート 保護者向けアンケート調査 学校運営協議会
12	冬休みの生活指導 お金の使い方	教育相談 なかよしアンケート 生活がんばり週間
1		冬休みの反省 なかよしアンケート 中学校との情報交換
2		なかよしアンケート 保護者向けアンケート調査 学校運営協議会
3	春休みの生活指導	なかよしアンケート 生活がんばり週間 縦割り班活動 保育園との情報交換

※ 令和6年9月 一部改訂